

令和4年度

岐阜市包括外部監査報告書

概 要 版

岐阜市包括外部監査人

弁護士 竹 中 雅 史

第1部 包括外部監査の概要

1 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	横井 健（弁護士）
同補助者	磯谷 太一（弁護士）
同補助者	後藤 聡（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）
同補助者	小林 和実（税理士）

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況」

3 選定した理由及び監査対象

包括外部監査は、その結果が行政の運営に活かされなければ意味がない。地方自治法上、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出を受けた対象団体の長は、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないとされている（第252条の38第6項）。

岐阜市の包括外部監査は、平成11年度から行われており、これまで様々な指摘や意見がなされてきた。岐阜市が公表している措置状況をみたところ、それらの指摘や意見がどのように岐阜市の運営に活かされたのかが理解できないものが散見されるとともに、包括外部監査の結果に正面から答えていないと受け止められるようなものもあった。

そこで、過去の措置状況の内容及びその後の取組みを監査することにより、岐阜市の包括外部監査の受け止め方、措置の取り方、ひいては岐阜市の事務のあり方の問題点を検証し、それにより、今後、岐阜市の包括外部監査の結果が岐阜市の運営により良く活かされるようにするため、監査のテーマとして選定した。

監査の対象としては、特定の年度に絞ることも考えたが、長期間、監査のテーマとされていない分野もあるため、今後の包括外部監査のテーマ選定の材料ともなるよう、平成11年度から令和3年度までの全ての措置状況を網羅的に監査の対象とすることにした。

4 監査の手続

平成11年度から令和3年度までに公表されている措置状況報告書を検討した。

ヒアリング対象とする措置状況を選定し、所管課・外郭団体に対し、ヒアリングを行い、書類監査も行った。

ヒアリングをした課・外郭団体の合計は57、選定した措置状況の合計は504である。

第2部 監査の結果

指摘及び意見の結論は、別紙「**指摘及び意見一覧表**」のとおりである。
指摘 156 個、意見 61 個となった。

報告書本文の第4部「総括」が本監査の結果の概要を示すものであるので、そこに記載した【事実関係】を紹介することとする。この【事実関係】で記載したものの具体的な事例については、報告書本文の第3部「各論」をご覧ください。

1 指摘事項及び意見の把握

指摘及び意見一覧の記載のみに答えようとしており、報告書本文に記載された事実関係や問題意識に答えようとしていない措置状況があった。措置状況報告書における報告書のページ番号に、指摘及び意見一覧のページ番号が記載されているものもあった。

2 意思表示

検討する、努めるという意思表示のみで措置済としているものがあった。しかも、実施する旨を表明していながら、実施していなかったというものもあった。

3 根拠規定の法形式

基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。

4 根拠規定の作り方

包括外部監査の結果では、現状に問題があると指摘しているにもかかわらず、現状を追認するかのような根拠規定を作成して措置済としているものがあった。形式だけを繕って、実質的な問題点に向き合おうとしないと受け止めざるを得ないものもあった。本監査においても、事実であるにもかかわらず、それを表面化させたくないというような対応もあった。

5 実施と指導

あることを実施する必要があるとの指摘意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているものがあった。指導をただけで、指導した内容が実現されているかどうかの確認はなされていないものもあった。

6 検討中の継続

検討中を何年も継続しているものがあった。その中には、やむを得ない事情があるものがあったが、速やかに措置をとれると考えられるものもあった。

7 他都市の調査

他の中核市の状況を調査し、他の中核市が行っていないから行わないという措置状況報告があった。

8 理由のあり方（その１）

ある事務の見直しを求める指摘や意見に対して、事務の目的や必要性のみを記載して、未実施とするものがあった。ヒアリングでも、ただ必要性、重要性が述べられるだけで、当該事務がその必要性、重要性にどのようなロジックで結びついているのかの問いには答えられないものがあった。

9 理由のあり方（その２）

ある事務を見直すことや変更することを求める指摘や意見に対し、見直すことや変更することを否定する理由だけを述べ、見直さないことや変更しないことが適切であることの理由が述べられていないものがあった。

10 現実的な支障

市の事務には利害関係者が存在する。指摘や意見に対応しようとするすると利害関係者から不平不満を言われるから、実施に苦慮するという現実もあった。指摘や意見に対応しようとする、これまでの市の事務に問題があったと捉えられてしまうので、それを避けたいというような印象を受けるものもあった。また、マンパワーが足りないから実施が困難という現実もあった。

11 引継ぎ

過去の包括外部監査で指摘・意見された事項、措置状況報告書に記載した事項について、引継ぎがなされておらず、また、資料が残されておらず、よく分からないという対応が多くあった。

指摘及び意見一覧表

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
1	財政部	行財政改革課	95	●		負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成26年度の監査の結果でも、そこに配慮して、補助金類似の性質のものは、という留保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから一律に要綱を定めるべきこととはしなかったとあるが、様々なものがあるから根拠規定は必要ないということにはならない。法律がそういうように、根拠規定というものは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定するものである。そもそも、補助金等ガイドラインは、様々なものがあるものとして、一般的に共通することを規定するものではない。補助金や交付金について、規則レベルにおいて、補助金、負担金、交付金のすべてについて定めるべきことを定め、各々の負担金や交付金についても、交付要綱を作成するようになすべきである。もちろん、負担金や交付金については、法令や契約等に基づくものもあることから、そういうものについては、例外規定を設けて対応すればよい。この例外規定を考える過程において、負担金や交付金についての見直しも行うことができる。
2	財政部	行財政改革課	98	●		平成15年の最終提言は、3年経過した補助金を一旦白紙に戻して見直すべきとのものであり、平成22年度の検討後の状況では、全補助金を見直す必要とあったが、行われていなかった。令和2年度の包括外部監査により、上記最終提言に基づき、3年毎に全ての補助金等を廃止しゼロベースで見直すシステムを策定し、実行すべきとの指摘を受け、見直しフローが改定されたが、10年以上経過したものから10件程度を抽出するに留まっていた。これは措置済ではない。また、所管課が事業評価シートに基づいて評価するのは、補助金に限らず各事業で行われているものであり、補助金の見直しではない。所管課では、補助金交付団体とのつながりがあるため、客観的な見直しを行い辛いのが実情である。行財政改革課において、3年を経過した補助金、少なくとも10年を経過した補助金について、全ての補助金を対象にしてゼロベースで見直しを行うルールを策定し、実行すべきである。
3	財政部	行財政改革課	100	●		他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるといえる理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止的效果を持たせることや詐欺欺罪の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則の遵守を交付の条件に明記しても、これらの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
4	財政部	市民税課	190	●		地方税法上、市は、事業者に特別徴収による徴収をさせなければならぬ。岐阜市条例第42条の6は、この法律上の義務を免除するものである。まずもって、かかる規定が地方税法上のどこに根拠があるのかを明らかにしなければならない。その上で、同条第1号から第7号までの規定は、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。包括条項である同条第8号については、法律による行政及び明確性の見地から、これを削除するか、「必要があると認めるとき」「に該当するか否かの明確な基準を明文化する必要がある。」「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書に記載されている事項についても、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。
5	財政部	市民税課	190		●	市には条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針が定められていないことから、何は条例及び規則で定めるべきか、何は要綱等の内規で定めれば足りるかが明確にされていない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。かかる方針においては、原則として規則で定めるものとして、「条例に基づく手続等に関するもの」「市民に一定の作為を求めるもの」を掲げている。このような基本的な方針がないと、本来は条例及び規則で定めるべき事項であるにもかかわらず、内部の運用に関するものであるとして、市長決裁ではなく部長決裁で足りる要綱等の内規で定めるということにもされかねない。特別徴収義務者の指定を取り消すということは、市にとっては地方税法及び岐阜市税条例上の義務を免除するものであり、納税義務者にとっては普通徴収に切り替えられるというものであるから、同条第8号の「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準は、規則で定めることが望ましい。
6	財政部	市民税課	192	●		議事録は全件作成すべきである。ここでの議事録の意味は、会話を記録することではなく、市が、どのような根拠をもって特別徴収義務の指定取消を決定したのかを明確にしておくことである。どのような事実をもって、「必要があると認めるときに該当する（定めた基準に該当する）」と判断したのか、どのような事実をもって、「納入金の徴収を完了することができないと認められる」と判断したのか、思考過程を明快かつ説得的に記載すべきである。
7	財政部	資産税課	194	●		新たな申告法人に限ることなく、法人市民税申告書の閲覧調査をし、必要に応じて、現地調査、税務署での調査などを行い、非課税対象とされている固定資産については、課税対象となっていないかどうかを調査すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
8	財政部	納税課	219	●		そもそも、本税完納時に確定した延滞金を確定しない事務に問題があると考ええる。監査の結果は、期ごととの本税完納時に調定できるはずの延滞金を入金時点にしか調定していない現状の事務について、岐阜市会計規則第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しないことから、市の考えでは規則違反となとした上で、事務負担に配慮して、適法となるような根拠づけをしよう求めている。これに対する措置状況は、岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしているというだけで、第33条の何号に該当すると判断したのかすら明らかにされていない。もし、現状の事後調定を改めないのであれば、第5号の「事前に調定が困難と認められるもの」に該当すると認められれば適法性を根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金を調停が困難であるとは認められないと考える。延滞金の入金時にしか調定をしないという事務を改め、本税完納時に確定した延滞金を調定する事務運用にすべきである。
9	財政部	納税課	221	●	●	給与債権、売掛金債権の他、生命保険や出資金等の債権への滞納処分も行われていた。納税コールセンターなど新たな取り組みも行われていた。不納欠損額も監査当時よりは減少しているものの、まだまだ多額の不納欠損が生じている。さらなる差押件数の増加、取立訴訟の検討に努めることが望ましい。
10	財政部	納税課	223	●		時効期間満了による不納欠損は依然として多額に上っている。5年時効の単純不納欠損がゼロとなることを目指し、滞納処分の執行又は執行停止のいずれかを行うべきである。
11	財政部	納税課	224	●		滞納処分をしようとする場合だけでなく、全ての場合において、相続人に対する請求を行うべきである。事務負担の問題があるとするれば、少額の場合は除くといった例外基準を設けた上で、適切に遂行すべきである。
12	財政部	納税課	224	●	●	他の複数の課でも、相続人を調査するだけの人員が不足しているとの意見があった。人員が不足しているという意見は理解できなくもないが、それで免責されることはならない。各課においてそれぞれ相続人調査、情報収集、手続きを行っている現状を見直し、死亡時の相続人代表者届の共通化、相続人調査の一元化など相続人に対する請求を効率的に行えるような全庁的な体制を作ることが望ましい。
13	財政部	納税課	225	●		債権管理調整会議でもって岐阜市債権管理条例に定める責務を全うするというところであれば、債権管理調整会議においては、委員となる課の担当する債権の一部だけでなく、市の債権全体について取り扱うべきである。債権管理調整会議以外の方法で市の債権全体に関する事務の状況を把握して、適正な管理を行うというのであれば、その方策をとるべきである。
14	財政部	納税課	226	●		延滞金についても市の債権に含まれる。全庁的に、延滞金の発生、確定、徴収状況を的確に把握し、各課において延滞金の徴収事務が適正になされているかを管理すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
15	財政部	納税課	227		●	全庁的に消滅時効の管理が適正に行われているかどうかの定期的な把握を行い、周知した情報により適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。
16	財政部	納税課	228	●		「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」における上記のような簡素な条文案内レベルの記載では、岐阜市債権取扱規則の規定（督促状や債権管理簿の様式等）や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有したとは言えない。措置状況にある「債権の発生から消滅にかかる一連の事務」について記載したとも言えない。根拠規定の案内をするだけではなく、その内容を正確に理解し、事務に反映させることができるだけの具体的な情報を提供すべきである。
17	財政部	納税課	228	●		根拠規定の遵守を徹底させるためには、情報を提供して終わるだけでは不十分である。実際に遵守できているかどうかを定期的に確認すべきである。
18	財政部	納税課	230	●		条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。
19	財政部	納税課	231	●		地方自治法施行令第171条の2に基づいてとらなければならない措置は、支払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか参照されない。これでは、地方自治法施行令第171条の2が遵守されていない実態が変わらない。債権管理条例において、地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の規定を定め、債権管理条例施行規則において、「相当の期間」に関する定めを設けるべきである。例えば、浜松市は、そのように定めている。債権取扱規則で定めれば足りるとの考えもありうるが、地方自治法第228条は、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとしていること、市民にとってみれば、督促を受けた後どれくらいの期間履行しなかった場合に強制的な措置が取られるのかを示すものであることからすれば、規則ではなく、条例及び条例施行規則で定めるべきである。なお、北九州市の「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」では、「地方自治法において条例で定める旨規定されているもの」は必ず条例で定めるものとし、「金銭の徴収を行うもの」は原則として条例で定めるものとしている。また、債権取扱事務要領などの内規において、「その他特別の事情があると認める場合」に関する例示を記載すべきである。
20	財政部	納税課	233	●		支払督促の申立ては、訴えの提起（地方自治法第96条第1項第12号）に含まれないとしても、異議申立てがなされて訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決を経なければならない。議会の議決が速やかに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている、支払督促や少額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
21	財政部	納税課	234		●	「相当の期間」及び徴収停止後の措置（特に債権放棄）については、債務者の法的地位の安定、法律による行政、事務手続根拠・基準の明確化の観点から、債権管理条例施行規則で定めることが望ましい。その前提として、徴収停止の定めを債権管理条例に定めることが望ましい。
22	財政部	納税課	234		●	徴収停止の基準により、各課で徴収停止の判断は可能になったと思われる。今後、実際に、この基準を適用して、徴収停止を行うか、徴収停止を行わずに強制執行等の手続を行うかのいずれかが履践されることによって、地方自治法施行令第171条の2を遵守した適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。
23	財政部	納税課	236	●		基本方針や内規と条例及び規則の法形式の違いは重要であると考え。債権に関することは、市民の権利義務に関わることであるから、行政の方針に定めるようなことではない。条例で定めるべきことは岐阜市債権管理条例に、条例施行規則で定めるべきことは岐阜市債権管理条例施行規則に、規則で定めるべきことは岐阜市債権取扱規則に、各々の条例及び規則に適切な定めを設け、事務根拠を条例及び規則に一元化すべきである。
24	財政部	納税課	238		●	担当課に委ねるのには限界がある実態がみてとれた。債権管理の専門部署の創設といった債権回収の一元化を積極的に検討していくことが望ましい。
25	行政部	行政課	240	●		指摘及び意見一覧は、分かりやすさのために要約したものにと過ぎない。報告書本文に記載された事実関係や問題意識を十分に把握するようにすべく、措置状況報告書の指摘及び意見の欄には、指摘及び意見一覧の転記ではなく、報告書本文の指摘及び意見の内容を記載させるべきである。
26	行政部	行政課	240	●		意思表示のみで措置済としている措置状況報告書は修正させるべきである。
27	行政部	行政課	240		●	依頼書の裏面の注意書きには「～である。」「～を行った。」「～を行なった。」など言い切りの形で記入することが記載されているものの、それでは十分ではないようである。措置状況報告書の記載のあり方について、各課に対する指導書の作成、研修の実施など事前の対策を実施するとともに、各課から提出があった措置状況報告書を行政課で確認する際の確認事項書を作成すること、確認と協議をするための十分な時間の確保など十分な確認体制を整備することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
28	行政部	行政課	240	●		条例や規則となれば、市長決裁となり、条例となれば、議決も必要となる。できれば内規で対応したいという気持ちはわかる。しかし、内規で定めてしまうと、担当部局・担当課の考えによって、都合の良い内容になってしまおうおそれがあり、現にそう受け止めざるを得ない内規は存在した。それでは、定める意味がない。民主主義、法律による行政の観点から、まずは、条例で定めることが適切でないかを考える必要がある。次に、規則である。措置状況報告書の確認の際には、どのような法形式で対応するのが適切であるのかを担当課と協議して確認すべきである。
29	行政部	行政課	240		●	市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条項が存在しない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」を明示されている。住民自治基本条例の中に、あるいはそれは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。
30	行政部	行政課	241		●	根拠規定を作成するという措置については、当該根拠規定の内容を確認し、包括外部監査の結果における問題意識を捉えた適切な内容であるかどうかを検討することが望ましい。
31	行政部	行政課	241	●		あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているものについては、実施したことを確認してから措置済とするようにさせるべきである。
32	行政部	行政課	242		●	なぜ検討中なのか、何を検討しているのか、今後はどうするのかを記載させるようにすることが望ましい。また、意見ではなく指摘とされた事項については、検討中とするのではなく、可能な限り速やかに措置をとるようにさせることが望ましい。
33	行政部	行政課	242	●		他の中核市が行っていないからといって、行わないことが適切になるわけではない。他の中核市の事務が適切でないこともありうる。他の中核市の状況を知ることとはもちろん必要なことであるが、重要なことは、市として、どのような考えなのかである。他の中核市の状況も踏まえ、どのような根拠をもった未実施決定としたのかを記載させるべきである。
34	行政部	行政課	242		●	指摘・意見も、当該事務の目的や必要性を完全に否定するものではないと考えられる。目的や必要性が全くないような事務は存在しないはずである。見直しを求める指摘・意見は、その目的や必要性に照らし、その手段の有効性、効率性、経済性を問うているものである。措置状況報告書には、未実施決定の結論に対して、説得的な理由が記載されるよう、確認、指導することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
35	行政部	行政課	243		●	見直すことや変更することや何かしらの支障があることは当然のことである。包括外部監査では、現状の問題点を指摘し、現状を見直すことを求めているのである。それに対して見直すことや変更することや変更しないことと措置というのであれば、見直ししないことや変更しないことが適切といえるだけの理由を述べなければ、説得力はない。措置状況報告書には、未実施決定の結論の理由として、実施すること、実施しない理由が適切であるという理由も記載させることが望ましい。
36	行政部	行政課	243		●	現実的な支障が存在することは理解できる。しかし、それで止まっていはいけないと考える。現実的な支障があることを踏まえ、市として、どのような行動をとっていくのかを検討し、説得的かつ合理的な理由で結論を導き出す必要がある。未実施決定済や検討中の措置状況報告の際に、現実的な支障があるというだけの理由しか記載がない場合には、それを踏まえた上で、適切な対応を導き出す理由を記載させることが望ましい。
37	行政部	行政課	243		●	包括外部監査で指摘・意見される内容には、その場限りで終わるのではなく、継続的に措置を取っていくべきものもある。措置状況報告書の措置状況にも、今後措置を取っていくと記載するものもある。時間をかけて検討する必要があるものもある。「岐阜市事務引継ぎ要領（平成14年3月1日決裁）」では、事務を担当する職員が異動その他の事由により変更となるときは、事務引継ぎを行わなければならないとされ（第3条）、事務引継ぎは、事務引継ぎ書（様式第1号）及び添付書類を提示して行うとされている（第9条）。添付書類の中に、「懸案事項及び注意事務一覧」（様式第5号）が定められている。包括外部監査の指摘意見及び措置状況について、「岐阜市事務引継ぎ要領」（平成14年3月1日決裁）」に従って適切に引継ぎをさせること、必要な資料は保存させることが望ましい。
38	行政部	職員厚生課	50	●		負担金に分類したからといって、その支出が適正であるかどうかをチェックしなければならぬことには変わりがない。「岐阜市補助金等ガイドライン」も、補助金に限っているのではなく、補助金、負担金、補助金、交付金を合わせて補助金等として、適正な運用と見直しを求めているのである。職員互助会への公金支出について、住民訴訟が提起された自治体もあり、住民側が勝訴した例もある。そもそも、市の補助金、負担金、交付金の分類そのものに、厳密な分類基準があるわけでもなく、形式的に勝訴した例もある。変えたからといって、実質的な扱いが異なるものでもない。このような形式的な取り繕いで実質的な問題への対応を避けるような考え方は不適切である。市からの助成金の使途を、職員の保健、元氣回復その他厚生に關する事項として必要かつ有効といえるものに定め、実際にどのように使用されたのかを確認していくべきである。
39	行政部	管財課	155		●	平成24年の監査当時に想定されていた、両データを同一システムに登録し、一定の情報の一覧はできることになった。もともと、各担当課で財産の更新計画を行うのであれば、公共施設マネジメントシステムにおいて、更新計画を行える情報も各課から入手できるよう、また同時に全庁での財産管理も行えるよう、システムの利便性を高めるようにすることが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
40	行政部	管財課	156	●		方針を決定したというだけで措置済みにすべきではない。実際に指摘された措置がとられたのは、措置状況報告書から5年経過後であった。措置をとってから措置済みとすべきであり、かつ、速やかに措置をとれない場合は、その具体的な理由を明記すべきである。
41	行政部	管財課	156	●		規則に従い、建物の取得価額には、建築費又は見積価格を記載すべきである。
42	行政部	契約課	9	●		一般競争入札の対象とする設計金額を1億円以上に引き下げたものの、一般競争入札に付されたのは、3億円以上のものを除くと、年間5件以下にとどまっている。これでは、監査の結果の問題意識には応えたとはいえない。あくまでも一般競争入札が原則であること、設計金額が1億円未満のものすべてが「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえないことは明らかであること、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、現在の岐阜市の要綱及び一般競争入札がほとんど行われていない実態は、適切とはいえない。例えば、同じ中核市である豊田市は、業務委託における一般競争入札等実施要領を設け、そこでは、設計金額が800万円を超える場合は一般競争入札の対象としており、岐阜市の実態とはかけ離れている。なお、豊田市は、特定の業務については800万円以下の場合でも一般競争入札の対象としている。他の中核市をはじめとする地方自治体の実情も踏まえ、より多く業務委託に一般競争入札が導入されるよう、要綱を改正すべきである。
43	行政部	契約課	11		●	辞退をした業者及び入札金額の高かった業者から2社を入れ替えたとしても、結果として競争性が確保されていないれば、指名競争入札の趣旨が十分に発揮されているとはいえない。指名のあり方について、業務委託の指名競争入札を全体としてみて、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から適切であるといえるのかを検証し、その記録を作成することが望ましい。
44	行政部	契約課	12		●	個々の入札における指名について、その判断過程を文書として記録することが望ましい。
45	行政部	契約課	13		●	契約課において、所管課における随意契約の理由の判断がまちまちになっていないかどうかを横並びで検証し、判断が統一できるようなツールを作成することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
46	行政部	契約課	13		●	契約課において、適用条項（令167条の2）を厳格に解釈したうえで適用されているかどうか、安易に前例を踏襲することなく、競争性のある別の契約方法がとれないのかなど見直しが必要になっているかどうか、特定の者に限られる具体的な理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適用条件等が明確になっているかどうか、この業者しかできないという決定的な理由が明記されているかどうかを確認し、確認したことが分かるような記録を作成することが望ましい。
47	行政部	契約課	14	●		設計価格作成方針の明確化が必要という監査の結果に対して、研究会を立ち上げ検討するという内容では、回答になっていない。ある行動が必要という監査の結果に対しては、その行動をとったのかどうか、とったのであればその具体的な内容を、とらなかったのであればその理由を記載すべきである。
48	行政部	契約課	14		●	設計価格の明確な作成方針を作成し、作成基礎資料について市全体で共有できる仕組みを構築することが望ましい。
49	行政部	契約課	16		●	積算内容について、主管課がチェックする体制、契約課がチェックする体制を明確にした事務マニュアル、記録ツールなどを作成することが望ましい。
50	行政部	契約課	17	●		監査の結果は、検査というものが市が述べるような手続きであることを前提として、その際に、単価や人工の報告を受ければ、市が契約時に行った積算の妥当性の検証及び次年度の適切な積算に資する重要な情報を得ることができるという提案をしているものである。それをしないということであれば、その合理的な理由を述べるべきである。
51	行政部	契約課	17	●		監査の結果は、随意契約の場合のことを指摘しているのに対し、措置状況報告書は、低入札価格調査により調査していると競争入札の場合の回答をしており、対応関係になっていない。監査の結果に対応する形で、措置状況を報告すべきである。
52	行政部	契約課	17	●		措置状況では、必要に応じて内訳明細を求めて確認するよう運用を見直すことと述べているが、実際には行われていないし、必要ないという見解である。一者随意契約理由書では見積書の内訳は分らないのであるから、それをもって内容の精査ができていないことにはならない。随意契約、とりわけ一者随意契約の場合、当該業者の見積書しか徴収してないのが実態である。より適正な価格であるかを十分に検討したうえで積算がなされたのかどうかを確認するためには、内訳明細が必要不可欠である。見積書には、内訳明細を付記させるべきである。具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するとか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判の見積書を添付するなどして、見積内訳が判るようにすべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
53	行政部	契約課	19	●		市と受注者との間の契約における解除条項を適用するためには、受注者が知りながら再委託業者と契約したことが立証できなければならないが、それは容易なことではない。市と受注者との間の契約に解除条項があるというだけでは、再委託業者に暴力団等反社会的勢力が入り込むことを防ぐ効果は弱い。岐阜県暴力団排除条例では、事業者は書面により契約を締結する際は暴力団排除条項を定めるよう努めなければならないとされており、市が受注者に対して、再委託業者との間で暴力団排除条項を導入した契約書を締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったものであり、それを躊躇する必要はない。加えて、誓約書を提出させることは、より暴力団排除の抑止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。
54	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	26	●		平成19年度の監査の結果のとおり、収支データを把握するだけでなく、その財務分析を行い、それに基づいて入場料の価格設定や費用の削減を図るべきである。
55	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	26	●		措置状況では、パノラマ夜景（ナイトビュー）のことしか記載されていないが、岐阜城は夜景を見るためのものではないはずである。パノラマ夜景（ナイトビュー）は、副次的なイベントにすぎない。パノラマ夜景（ナイトビュー）の開催時以外にも、岐阜城の入場者に対するアンケートを実施すべきである。
56	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	27	●		城郭入場料がコロナ禍前の水準に当然に戻る確証はなく、そもそも岐阜城というものの性質上、入場者を大きく増やすということは困難である。措置状況には、委託料・人件費の削減は利用者サービスの下下につながらないため厳しいと考えると記載されていたが、具体的な根拠となる事実は見当たらなかった。措置状況報告に記載したとおり、継続的に全体的な経費削減に積極的に努めるべきである。
57	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	33	●		措置の内容からしても、監査の結果から6年後に措置済みというのはいは遅い。一者随意契約の妥当性については、本来は、毎年検証してしるべきものであるから、その検証を行うべきときと監査の結果に対しては、少なくとも1年以内に措置をとるべきである。
58	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	33	●		他都市の状況を知ることが良いが、それは参考情報に過ぎない。観光コンベンション協会の会員には様々な団体などが名を連ねているが、当該会員は、実際にどのような活動をしているのであろうか。一者随意契約理由として、当該財団法人しか業務を遂行できないとしているが、当該財団法人が受託業務を再委託していることについては、どのようなに考えるのであろうか。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的かつ説得的な内容の記録を作成すべきである。
59	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	35	●		措置の内容からしても、監査の結果から6年後に措置済みというのはいは遅い。委託料の積算は、本来は、毎年検証してしるべきものであるから、その検証を行うべきときという監査の結果に対しては、少なくとも1年以内に措置をとるべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
60	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	35	●		他都市の状況を知ることが良いが、それは参考情報に過ぎない。市として、どのようにに検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的かつ説得的な内容の記録を作成すべきである。
61	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36	●		平成23年度の監査の結果で指摘されていたことについての措置状況について、平成26年度の監査の結果で指摘され、平成26年度の監査の結果に対しての措置状況について、令和2年度の監査の結果で指摘されていた。ようやく、令和4年度の予算作成において、事務の変化が見られた。3回も同様の指摘を受け、10年がかりの変化である。令和4年度の予算作成時に行ったことは、平成23年度の監査の結果を受けた時点で実施できたはずである。負担金の算定は、毎年行うものであるから、その算定方法を是正すべきという監査の結果に対しては、少なくとも1年以内に措置をとるべきである。
62	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36		●	令和4年度の予算作成時の負担金の算定方法は、対象経費を選定し、各事業の経費ごとに負担割合を乗じている点において、評価できるものである。しかし、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由が明確でないこと、結果として負担金額合計が過去の金額とそれほど変わっていないことから、単なる数字合わせをしているだけではないか、だとすれば無駄な作業をしているだけになってしまっているのではないかと捉えられかねない。説明責任、透明化の観点から、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由を明確にすることが望ましい。
63	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38		●	依然として、監査の結果にあるように、「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であった。また、その施策、構想などが総花的で漠然としているようにも受け止められた。ビジョンや方針だからといって広範囲・抽象的な考えや方向性を記載してしまうと、結局、綺麗な言葉を掲げただけで終わってしまうのではないかと考える。より具体的かつポイント絞った、市が考える「観光」の定義を明確にし、その定義に基づいて市が取り組む観光の範囲を明確にすることが望ましい。
64	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38		●	依然として、監査の結果にあるように、「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であった。また、その施策、構想などが総花的で漠然としているようにも受け止められた。ビジョンや方針だからといって広範囲・抽象的な考えや方向性を記載してしまうと、結局、綺麗な言葉を掲げただけで終わってしまうのではないかと考える。より具体的かつポイント絞った、市が考える「観光」の定義を明確にし、その定義に基づいて市が取り組む観光の範囲を明確にすることが望ましい。
65	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38		●	『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふ未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
66	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38		●	『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふ未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。
67	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38		●	『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもちろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。
68	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38		●	『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもちろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。
69	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42		●	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。
70	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42		●	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。
71	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42		●	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。
72	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42		●	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
73	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	44	●		漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。
74	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	44	●		漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。
75	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	45	●		改正された交付要綱は、現状を追認するだけのものであり、令和2年度の監査の結果における問題意識に応えたものではない。交付要綱上は抽象的な補助対象事業にしつつ、内規によって具体的に特定するという方式は、透明性の観点からも適切ではない。具体的に特定した事業を補助するのであれば、それが分かるような補助金の名称にした上で、交付要綱において、特定の事業を補助する具体的な目的を記載すべきである。補助対象経費についても、当該事業に要する費用のうち、補助をする公益の必要性が認められる経費に限定すべきである。
76	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	45		●	補助金の額の上限は、前年踏襲で固定的にするのではなく、毎年度、前年度の目的達成の度合い（効果検証）、当該事業を補助する必要性の程度、経費の妥当性などを検討したうえで、設定することが望ましい。
77	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	48	●		いずれも、実行委員会に働きかける、地元奉賛会と協議を進めている、検討を内部で進めるといいうとどまっておき、措置済みとはいえない。具体的な措置をとってから、措置済みとすべきである。
78	ぎふ魅力づくり推進部	鵜飼観覧船事務所	29		●	鵜飼の魅力とは何なのかを掘り下げた上で、それをより多くの人に伝え、集客につなげるための取り組みを進めることが望ましい。
79	ぎふ魅力づくり推進部	鵜飼観覧船事務所	32	●		措置はとられていないと言わざるを得ない。平成19年度の監査の結果を踏まえ、アンケートの質問内容の改善、集計方法の改善、集計結果の分析を行った上で、それに基づいて、魅力向上のための施策を実行すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
80	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	53	●		補助金交付団体について、上記のような厳格な要件を課してしまうと、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募もしていない。「外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため」という補助金の目的からすれば、(1)のような公益法人に限定する必要はなく、また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切ではない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直した上で、補助金交付団体を公募すべきである。
81	経済部	中央卸売市場	211	●		昨今の中央卸売市場の状況を考えると、施設使用料を値上げすること、値下げすること、値下げする状況は理解し得る。しかし、問題は、施設使用料の算定式において、「変動項目」という個々具体的な状況に鑑みて算出する指数を用いながら、現実の運用として、個々具体的な状況を見ることがなく、定額定率の指数を漫然と維持してきたことにある。仮に、値上げをすること、値下げをすること、値下げすることであるか、あるいは、算定式通りに算出した上で、減免などによるいった対応をすべきである。
82	経済部	中央卸売市場	212	●		市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。
83	経済部	中央卸売市場	212		●	他都市が規定していないことをもって、市の事務が適切になるものではない。他都市の事務が不適切であることもある。意見では、「条例」による明確化が望ましいとされていた。保証金の充当は、事業者の権利義務に関わる事項であるから、「内規」のような市の事務処理規程ではなく、事業者に効力を及ぼすものであり、かつ、事業者に可視化されるもので定めなければならないところ、許可書や契約書にも、保証金の充当に関する記載はなかった。「条例」にて明確化することが望ましい。
84	経済部	中央卸売市場	213	●		指摘されている事項は、明確な法令違反事項であり、それに対する改善方法も明確なものであり、それをするための作業に3年間も要する内容とは思われない。法令違反状態があるとの指摘事項に対しては、直ちに対応すべきである。
85	経済部	中央卸売市場	214	●		過年度分の収納率は、平成28年度の包括外部監査当時よりは改善されているものの、条例に従い、延滞金を請求すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
86	経済部	中央卸売市場	216	●		いかなる場合にどのような処分を行うか具体的な基準を設けた上で、基準に従い、監督処分を実施又は不実施を判断すべきである。
87	経済部	中央卸売市場	217	●		措置状況は、将来に向けて検討することを宣言しているにすぎない。当該指摘に対してどのように対応したのかを回答すべきである。
88	経済部	中央卸売市場	217		●	条例の適用の有無にかかるとする事項は、条例施行規則で定めることが望ましい。
89	経済部	中央卸売市場	218	●		令和元年度の回答は、冷蔵庫棟の必要性があるため、当面の間免除するというものであるが、平成28年度の指摘は、冷蔵庫棟の必要性を否定するものではなく、また、免除の意思決定をすること自体を否定するものでもない。漫然と免除の状態が続くことへの懸念と、特例を認める根拠がないということに対する指摘である。毎年、免除の必要性を検討し、そのプロセスを記録しておくべきである。
90	市民生活部	地域安全推進課	84	●		「交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体の活動を支援する」とあるが、交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体が、上記団体に限定されることが明確になっていない。地区交通安全協会としての活動もあるが、地域で活動しているのは、各支部である。当該団体がどのような団体であり、何を支援することによって、交通事故のない安全なまちづくりを推進することができるのかということを支援要綱上で明確にすべきである。この場合、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その各地区、それぞれの活動が異なるのであるから、区別して明確にすべきである。
91	市民生活部	地域安全推進課	85	●		第3条第1号の「交通安全運動の推進に関する事業」は、目的を書いているのと同じことであり、補助対象事業として具体性がなく、適切ではない。補助対象事業は、具体的に記載すべきである。
92	市民生活部	地域安全推進課	85	●		補助対象経費は、補助対象事業ごとに、それに係る経費のうち、どの経費を補助することが必要かつ適切かという観点から定めるものであり、団体ごとに定めるというのとは適切ではない。また、経費をほとんど全部かのように網羅的に定めるというのも適切ではない。この改正は、無意味なことをしているだけである。また、食糧費や保険料といったように補助金交付団体が受益者である経費を補助対象経費とすることが果たして適切といえるのか、慎重に判断すべき問題である。補助対象事業ごとに、補助することが必要かつ適切な経費を抽出して、補助対象経費として定めるべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
93	市民生活部	地域安全推進課	86	●		市が、地域ぐるみで交通安全活動に取り組む団体を支援するというところで地域の自主性を重んじているのであれば、人口が少なくても積極的に活動するのであればそれを支援すべきである。人口に応じてしか交付されないのではあれば、その範囲でしか活動できなくなり、その地域の交通安全活動が十分になされないおそれがある。経費が人口規模に応じて変動する必然性もない。世帯数で算出することが妥当とはいえない。これでは、ただ漫然と世帯数に応じて公金をバラまいているだけの詭計を受けかねず、交通事故のない安全なまちづくりを推進するという市の意思が感じられない。自主的かつ積極的な地域ぐるみの交通安全活動を支援したいということであれば、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その各地区、それぞれから、事業計画書及び予算書を提出してもらい、その経費を補助して応援するという、補助金本来の交付のあり方にすべきである。
94	市民生活部	国保・年金課	197		●	各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。
95	市民生活部	国保・年金課	198	●		相続人に対する請求は、原則として実施しなければならぬものであるが、事務の効率性・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきではあるので、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。
96	福祉部	介護保険課	199	●		人員不足とのことであるが、文書催告を繰り返したり、電話番号を調査したり、電話番号を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。
97	福祉部	介護保険課	201	●		繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については早急に対応すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。
98	福祉部	介護保険課	201	●		連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付については早急に対応すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
99	福祉部	介護保険課	202	●		平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。
100	福祉部	生活福祉一課・二課	133	●		措置状況報告書の記載では、未実施決定のように読める。措置済みとするからには、具体的にといった措置を記載すべきである。
101	福祉部	生活福祉一課・二課	133	●		監査の結果は、ケース格付基準のあてはめに拘らず、個々の状況に応じた対応を検討することが望ましいというものがあるのに対し、措置状況報告書は、ケース格付基準を見直すというものであり、対応関係になっていない。監査の結果と対応関係にある措置状況報告書を作成すべきである。
102	福祉部	生活福祉一課・二課	133	●	●	ケース格付基準に形式的に当てはめるのが適切でない場合もある。ケース診断会議において、ケース格付基準に形式的に当てはめてもよいかどうかを確認し、個々の状況に鑑みてケース格付基準への形式的な当てはめとは異なる結論をとった場合は、その検討経過と理由を記録として残しておくことが望ましい。
103	福祉部	生活福祉一課・二課	134	●		実施率は、若干であるが下がっていた。早期の自立を促す観点からも、不正受給の早期発見の観点からも、現業員による訪問調査は特に重要な業務である。原則としては、計画に従って必ず訪問調査を実施すべきである。
104	福祉部	生活福祉一課・二課	135	●		訪問調査において確実に面談できるようにすべきという監査の結果に対して、電話連絡等も含め対応していくというのでは、措置済みとはいえない。組織として、速やかに面談できるよう、面談できずに終わってしまうことのないよう、訪問調査の実施要領を作成すべきである。
105	福祉部	生活福祉一課・二課	136	●		措置状況報告書は、何も対応していないのと同じである。通帳の管理者を記載するような報告書の書式に改めた上で、通帳の写しを添付してもらうようにすべきである。
106	福祉部	生活福祉一課・二課	136	●		措置状況報告書は、単なる意思表示であり、措置済みではないし、何らかの検討もされていない。指導はしても、実施状況を確認しなければ意味がない。組織として、事務が適切に行われるような方策をとることが措置である。ケース記録を原則として訪問当日に記載すること、例外を許容するのであれば、どのような場合に許容されるのかを具体的に特定すること、査察指導員がこれを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
107	福祉部	生活福祉一課・二課	137	●		措置状況報告書は、単なる意思表明であり、措置済みではない。しかも、その表明したことを実行していない。措置をとるのであれば、措置をとってから具体的な措置内容を記載した上で、措置済みとすべきであり、措置をとらないというのであれば、その合理的な理由を具体的に記載すべきである。
108	福祉部	生活福祉一課・二課	138	●		「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」（平成25年通知）の「対象者」（就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者）に該当するか否かを判断すること、該当すると判断できる者には自立活動確認書の作成を求めることを記した事務要領を作成すべきである。
109	福祉部	生活福祉一課・二課	139		●	相続人からの債権の回収状況、法的措置を行うか否かの判断などのため、債権のある被保護者が死亡している件数、相続人に催告書等を送付した件数、相続人から回収した件数及び金額を記録に残しておくことが望ましい。
110	福祉部	生活福祉一課・二課	139	●		検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検討していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残しておくべきである。
111	福祉部	生活福祉一課・二課	139		●	回収率が平成27年度の包括外部監査当時と変わっていない状況からすれば、回収業務の外部委託も含め、回収業務と切りわけ過年度分の回収業務について、体制、事務要領など回収のあり方を見直すことが望ましい。
112	福祉部	生活福祉一課・二課	141	●		意思表明だけで措置済にすべきではない。しかも、意思表明したことも実施されていなかった。不正受給の件数は減少しておらず、不正受給者からの費用回収も困難な実情からすれば、不正受給の防止に尽力することは極めて重要である。不正受給の件数が減少すること、早期発見により不正受給の金額が減少することを目的とした具体的な対策を実行すべきである。
113	福祉部	生活福祉一課・二課	142	●		措置状況には、告発等を行う基準を設けているとあるが、監査の結果も、かかる基準が不正受給防止マニュアルに記載されていることを前提としているのであるから、指摘に対する回答になっていない。実際にも、1件しか告発がなされていない。不正受給に対する抑止力という意味でも、適切に罰則の適用を求めていくことは重要である。罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである。なお、告発等を行う基準を設けることは良いとしても、厳しすぎる基準を設けることにより、告発を行わなくてもよいようにすることの無いよう、留意されたい。
114	福祉部	生活福祉一課	207	●		措置を講じていくという意思表明だけでは措置済みではないし、しかも、表明したことも実行されていないかった。時効中断の措置をとるべきであるという監査の結果に対しては、時効中断の措置をとってから措置済みとすべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
115	福祉部	生活福祉一課	208	●		保証人の相続人、主債務者の相続人の相続人に請求をした上で、それらの者が岐阜市債権管理条例第6条各号のいずれかに該当する場合に債権放棄をすべきである。
116	福祉部	生活福祉一課	208	●		本籍地不明のために相続人不明とならないよう、貸付時に本籍地を確認しておくべきである。
117	福祉部	福祉政策課	209	●		ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金貸付金の業務に手が回っていないかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。
118	福祉部	生活福祉一課・二課	209	●		ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金貸付金の業務に手が回っていないかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。
119	福祉部	高齢福祉課	20	●		事務経費の具体的な内訳が記載された指定管理業務収支決算書の提出を受けるべきである。
120	福祉部	高齢福祉課	73	●		平成23年度の監査の結果から、対象年齢が引き上げられたのは平成31年度からであり、時間がかかり過ぎである。アンケートを実施したのも、平成27年度末になってからであり、その結果が出てからでも、決定までに3年以上かかっている。監査の結果に対しては、速やかに対応すべきである。アンケートを実施したのであれば、その結果から1年以内に決定すべきである。
121	福祉部	高齢福祉課	73		●	毎年度、見直しを行い、その検討過程を記録に残しておくことが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
122	福祉部	高齢福祉課	74	●		補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の中核市が定めていないから定めないことが適切になるものではない。また、市の資料によると、飲食費を補助しているかどうかを確認しているようであるが、他の中核市が飲食費を補助しているから補助することが適切であるというものではない。補助金を維持するのであれば、早急に補助対象経費を定めるべきである。飲食費を補助対象経費にするのであれば、補助金の交付目的に照らした補助の必要性（自治会連合会が高齢者の長寿を祝福することと食事を開催することについて）を説得力のある記載で決裁資料などに明記すべきである。
123	福祉部	高齢福祉課	75	●		補助金を維持するのであれば、自治会の対象者の数で一律に算定するのではなく、補助対象経費から算定すべきである。
124	福祉部	高齢福祉課	75	●		市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であることと合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付していることとで、参考になる。
125	福祉部	高齢福祉課	88	●		本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の1／3を国が補助しているものである。国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」第4条の表によると、補助金の対象経費は「老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」となっている。本補助金の交付要綱では、「各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費」が補助対象経費とされている。そうであれば、かかる事業にかかる経費のうち、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料が補助対象経費となる。したがって、会議費、地区老連負担金は、補助対象経費にすべきではない。収支決算書の書式を改めるべきである。
126	福祉部	高齢福祉課	91	●		意味のない書類を作成・提出させているだけである。何のためにどのような費用を支出したのかを確認できるだけの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
127	福祉部	高齢福祉課	206	●		相続人に請求をすべきである。死亡は不納欠損処分の原因はならない。消滅時効期間が経過しないように、所在不明でない限り、時効中断の措置をとるべきである。
128	福祉部	福祉医療課	203	●		人員不足とのことであるが、文書催告を繰り返したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているという問題は問題である。また、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については早急に対応すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。
129	福祉部	福祉医療課	205	●		繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているという問題は問題である。また、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については早急に対応すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。
130	福祉部	福祉医療課	205	●		連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付については早急に対応すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。
131	福祉部	福祉医療課	206	●		平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。
132	市民病院	市民病院政策課	180	●		措置状況の記載は、何もしないことを述べているだけである。そうであれば、その合理的な理由を記載すべきである。所属長の超過勤務時間について上長が承認する運用をすべきである。
133	市民病院	市民病院政策課	181	●		措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。令和4年度になってようやく手順書が定められ、廃棄物申請書の提出がなされるようになったことは良いが、監査の結果にあるように、除却漏れが生じないよう、除却処理は、年度末に一括で行うのではなく、廃棄の都度、行うべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
134	市民病院	市民病院政策課	181	●		措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。固定資産の管理者についての定めが設けられたのはよいが、「各課長等」というのが誰を指すのかが不明確である。固定資産の現物レベルでの保管管理者を明確に定めるべきである。
135	市民病院	市民病院政策課	182	●		措置状況は、検討中で終わってはならない。
136	市民病院	市民病院政策課	182		●	現物照合の手順を定めること、また、台帳から現物を確認するだけでなく、現物から台帳を確認するという観点での現物照合も行うことが望ましい。
137	市民病院	市民病院政策課	183	●		岐阜市民病院長の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供するため、一般会計及びその他特別会計からの繰入額について、各診療科の収支状況を踏まえたより詳細な情報を開示すべきである。
138	市民病院	市民病院政策課	183	●		削除すべきであったにもかかわらず、削除するまでに8年を要したのは適切ではない。監査の結果に対して、速やかに対応すべきものは、1年以内にに対応すべきである。
139	市民病院	医事課	184		●	保証契約が法的に有効となるためには、連帯保証人との間で書面による契約を交わさなければならない。筆跡が明らかに類似すると認められる場合すなわち連帯保証人欄に記載した者が契約者・患者であることから、連帯保証人との間で書面からの代理権付与の事実については証明が困難となるケースが多いと思われることから、連帯保証人との間で書面による保証契約が成立していないことになるおそれがある。筆跡が明らかに類似すると認められる場合に連帯保証人欄に記載した者が契約者・患者であると考えられる場合には、連帯保証人欄に記載された者に保証意思の確認を行い、当該連帯保証人に改めて、書面による保証書を作成してもらったことが望ましい。
140	市民病院	医事課	185		●	発生後の短期間の回収という観点からすれば、督促状の発送まで、催告書の発送まで、それぞれ2か月を空けるのは望ましくない。督促状の発送、催告書の発送は、1か月間隔で行うことが望ましい。また、回収事務の公平性、効率性の観点から、弁護士委託するか否かの基準を設けることが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
141	市民病院	医事課	188	●		回収事務の公平性、効率性の観点から、未納者対応マニュアルの作成及び来院時の納付相談を確実に行うことのできる体制を作るべきである。
142	都市防災部	都市防災政策課	78	●		各自主防災隊（団）を自治会連合会と別個の独立した団体として補助金を交付している以上、構成員名簿を作成させて、提出させるべきである。
143	都市防災部	都市防災政策課	79	●		補助対象経費には、防災資機材費や防災施設費があり、これらによって購入された物は、平時から使用されるものではなく、災害時に使用できる状態にあることが必要不可欠であるから、管理状況の確認は重要である。備品管理表等の提出を求めるとともに、毎年、何隊かの現物確認を行うべきである。また、防災訓練の際に確認したのであれば、その記録を残しておくべきである。
144	都市防災部	都市防災政策課	80		●	各地域において、防災体制の確立及び強化が必要十分になされることが重要であるから、資機材の購入について、最低水準のようなものを定めておき、各地域がそれを充たしているかどうかを確認することが望ましい。
145	都市防災部	都市防災政策課	80	●		補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の課では、速やかに交付要綱を改正しているところもある。早急に、交付要綱に補助対象経費を明示すべきである。
146	都市防災部	都市防災政策課	81		●	各自主防災隊（団）に対する補助金は、年1回の防災訓練の経費に限られるものではない。防災普及啓発費、防災研修費、防災資機材費、防災施設費もある。各自主防災隊（団）の活動は、地域の特性があるはずである。防災体制の確立及び強化という補助金の交付目的から、評価基準を設け、その達成度を、各自主防災隊（団）ごとに評価することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
147	都市防災部	都市防災政策課	82	●		自主防災隊の育成支援を行う必要があるというが、自主防災隊は、構成員すらよくわかっておらず、団体としての実体には乏しいことから、育成以前の問題である。補助ではなく、事業補助にすることで、一生涯懸命やるところとそうでないところから差が出て、地域格差が生じるということであるが、その論理は不明である。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということと、世帯数を基準に補助金額を決めていることは矛盾している。自治会の防災組織の水準として自主防災隊という団体に対して補助金を交付するのであれば、まずもって団体としての実体を確立させるべきであるが、実態に即すのであれば、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助することなどが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということであれば、金額については、世帯数を基準にするのではなく、その水準に基づいて算定すべきである。
148	まちづくり推進部	住宅課	143	●		管理業務を岐阜県住宅供給公社に委託しているとしても、滞納回収についての責務を負っているのは、市である。随時の連携という抽象的なものではなく、計画的かつ定期的な、岐阜県住宅供給公社が作成している全ての交渉記録の確認をし、その結果を記録しておくべきである。
149	まちづくり推進部	住宅課	144	●		基準を改めても、実行されなければ意味がない。改めた基準が形がよい化しないよう、基準に則り法的措置を実行していくべきである。市営住宅にはセーフティーネットの役割があるのだとしても、無償使用を認める施設ではないから、滞納者に対して法的措置をとらないことが正当化されることにはならない。生活が困窮していて支払困難な者に対しては、生活保護など、その目的に即した制度の利用を検討してもらわなければならない。
150	まちづくり推進部	住宅課	146	●		監査の結果は、マニュアルを策定することだけを指摘しているのではなく、即決和解手続の積極的な利用を検討すべきと指摘しているものである。即決和解手続の積極的な利用を検討し、その過程及び結果を記録に残すべきである。
151	まちづくり推進部	住宅課	146		●	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していたのかどうかを確認できなかった。監査の結果に従い、電話での催告をすることが望ましい。
152	まちづくり推進部	住宅課	147	●		行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人への請求をすべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
153	まちづくり 推進部	住宅課	147		●	行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい。
154	まちづくり 推進部	住宅課	148	●		監査の結果は、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましいというものであったのに対して正面から応えていない。しかも、長寿命化計画は、長寿命化計画の範囲ではないという点として「その役割やあり方を考慮した上で」とあり、その意義として「市営住宅の今後のあり方を位置づけ、さらに具体的改善、整備及び管理に関する実施方針を示す」「長期的な視点で市営住宅の活用があり方を検討し、今後約20年間の具体的な活用計画としていく」とあり、市営住宅の役割や活用のあり方が大前提となっているのであるから、単に維持補修のスケジュールを計画したものではなく、市の長寿命化計画の理解そのものも誤っている。措置状況は、形式論で回答を避けるのではなく、監査の結果で示された問題意識に正面から応えるべきである。
155	まちづくり 推進部	住宅課	148		●	募集停止をしていない市営住宅で、空室率が30%を超えているものが9件ある。市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけでなく、市民のニーズ、将来的な利用の見込み予想を適切に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮するなど、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましい。
156	まちづくり 推進部	住宅課	152	●		監査の結果は、用途廃止の方針を決定していないながら、用途廃止がなされたい実態を問題視し、用途廃止のルールを整備した上で、ルールに則り、用途廃止を実行することを求めているものである。市営住宅の現状に鑑みても、用途廃止に係るルールを整備すべきである。
157	まちづくり 推進部	住宅課	153	●		本郷ハイツ、リバーサイド菅生について、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討し、その過程を記録に残しておくべきである。
158	まちづくり 推進部	住宅課	210	●		行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。
159	まちづくり 推進部	住宅課	210	●		行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、延滞金の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
160	上下水道事業部	上下水道事業政策課	159	●		年に1度しか発注しない業務委託であることから、最低数しか指名しないことの必要性や合理性は見いだせない。上記のとおり、直近5年間に於いても、指名の数には偏りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」をするためには、当該業者を指名しない特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性と、それでも「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。
161	上下水道事業部	上下水道事業政策課	159	●		上記のとおり、一つの業者を複数の区域で指名しているのであるから、市は、一つの業者が複数の区域の調査を受注することを容認している。これは、「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」という市の見解と矛盾している。調査対象区域を広げた場合に時間がかかるかどうかは、業者の能力によると思われる。上記の調査の結果でもあるように、スケールメリットは当然にある。資格のある業者から、これまでと同一の工期内でどれだけの区域の調査が可能か、区分けしなかった場合に金額はどれくらい低減できるのかなどをヒアリングし、区域の区分の必要性・合理性を再検討すべきである。
162	上下水道事業部	上下水道事業政策課	164	●		措置状況は、監査の結果の言葉尻だけを捉えて、不可能であるとしており、問題意識に答えようとしていない。その後、実際は、問題意識に対応した工夫ができていた。監査の結果の結論だけにとらわれるのではなく、問題意識に答えられるかどうかを検討したうえで、措置の可否を検討すべきである。
163	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	●		N o . 9 及びN o . 10の業務について、当該地区で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者が一業者しかいないとの理由を記載しているが、当該業者しか業務を遂行できないものではない。実際、同種の業務を、他の業者に委託している（N o . 8）。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。
164	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	●		N o . 11及びN o . 12の業務について、業務遂行のために一定の準備期間が必要であるのは、程度の差こそあれ、どの業務も同じである。この理由で一者随意契約にできるなら、ほとんどの業務委託が一社随意契約にできることになつてしまう。この理由だけで前年度の業者の業務に委託しなければ契約の目的を達成することができないとはいえない。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。
165	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165		●	N o . 13～N o . 18の業務について、業務を遂行できるのが当該業者しかいないという理由であるが、なぜそういうものかが分らない記載であった。その根拠をより具体的に記載することが望ましい。
166	上下水道事業部	上下水道事業政策課	172		●	競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意契約の理由を公表することが望ましい。これは、他の多くの地方自治体で実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的に記載するよう意識づけることもできる。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
167	上下水道事業部	上下水道事業政策課	173	●		監査の結果に対する回答になっていない。あくまでも競争入札が原則であり、No. 1～No. 8の業務についての一者随意契約の目的からすれば、見直しをすることが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行していく必要があることを念頭に置き、その検討過程を明らかにしておくべきである。
168	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174		●	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きでは、そのように規定されている（岐阜市契約規則も同様の規定である）とはいえ、少額随意契約（企業法施行令第21条の14第1項第1号）の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないというものは、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、望ましいものではない。企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、契約の性質又は目的により必要がないと認められる場合を除き、2人以上の者から見積書を徴することが望ましい。
169	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174		●	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きの規定（岐阜市契約規則も同様の規定である）は、少額随意契約（企業法施行令第21条の14第1項第1号）の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないという望ましくない運用を容認するものであるから、見直すことが望ましい。例えば、戸田市契約規則では、次のように規定されており、参考になる。
170	上下水道事業部	上下水道事業政策課	175	●		措置状況は、将来、固定資産システムが整備されたら、転記ミスなどが防げるということを述べているにすぎず、それまでの間は、必ず照合を行うべきであった。「必ず行う必要がある」という監査の結果に対しては、それを行ってはいじめて措置済みとすべきである。
171	上下水道事業部	上下水道事業政策課	176	●		「適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要」という監査の結果だったのであるから、抽象的な努力表明ではなく、具体的な行動をとってから措置済みとすべきである。
172	上下水道事業部	上下水道事業政策課	176		●	固定資産取得時における台帳の記載方法について、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法に改め、除却金額の算出根拠が明確となるようにすることが望ましい。
173	上下水道事業部	営業課	176		●	監査の結果から5年も経過している。すみやかに滞納整理のためのマニュアルを整備し、滞納整理を実行することが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
174	上下水道事業部	営業課	178		●	人手がいないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図ることが望ましい。
175	上下水道事業部	営業課	179	●		一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用にすべきである。
176	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	130	●		上記の監査の結果は、継続して取り組むべき課題の提示である。何年も先にまた同じ指摘を受けることもある。監査の結果を受けて行った意見交換やアンケート結果の資料は残しておくべきである。また、定期的に同じ取り組みを行い、適時に検討をし続けるべきである。
177	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	130	●		新型コロナウイルスの影響もあるとはいえ、稼働率が良好とはいえない。公民館のところでは述べたが、自治会連合会単位で整理すると、類似の利用がなされているものもあつたり、同一の建物内にあつたりするものもある。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかつてしまふと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめたに似た地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一堂に会し、施設の設定、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。
178	市民協働推進部	市民活動交流センター	56	●		収支決算書は、補助交付団体が作成すべきものであつて、市が作成し直す必要はなく、まちづくり協議会の負担を考慮したということであらうが、無駄な事務である。しかも、それでも是正されていないのであるから、なおさらである。まちづくり協議会が作成しやすいように、フォーマットを作成し、記載の仕方を助言指導するなどして、個別具体的な費用の内訳が分かり、かつ、補助対象経費に該当することが明らかに収支決算書を提出させるべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
179	市民協働推進部	市民活動交流センター	59	●		措置状況報告書にある、「その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援である。」から、「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する趣旨にはなじまない」の論理関係がまったく不明である。市が公金から補助金を交付するのであるから、その対象が社会的役割を担っているのは当然のことであり、本補助金に特別なことではない。補助金交付団体が得ている収入を考慮して補助金の額を算定している例は、いくつもある。補助金には必要性が求められるものであり、その必要性というのは、自主的な運営を補助する必要性であるから、補助金交付団体の資産、収入の状況を考慮するのは、むしろ大原則である。市が、本補助金について、補助金交付団体の繰越金や収入を考慮しないことが適切と判断するのであれば、その具体的かつ説得的な理由を明示すべきである。なお、そもそも、まちづくり協議会の収入には、自治会連合会からの助成金（繰入金）が入っており、自治会連合会には別の補助金が交付されているという実態そのものが、是正される必要があると考える。
180	市民協働推進部	市民活動交流センター	60	●		まずもって、上記目的の補助金なのであるから、その活動や成果は、地域ごとに異なるはずである。措置状況にも、「各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。」「まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。」と書かれている。まちづくり協議会ごとに、適切に評価したことのわかる記録を作成すべきである。
181	市民協働推進部	市民活動交流センター	60	●		資源投入により算出した活動が「まちづくり協議会設立地区数」、もたらされた成果が「まちづくり協議会で実施される活動費」というのは、上記目的とまったく整合しておらず、明らかに不適切である。交付要綱で補助対象事業とされている、まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める会合、まちづくり協議会の情報発信、協約によって定められた事業、まちづくり協議会の運営のそれぞれによって、交付目的がどのように達成されたのかを評価すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
182	市民協働推進部	市民活動交流センター	62	●		監査の結果は、自治会連合会に交付されている、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」（高齢福祉課）、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」（社会・青少年教育課）の実績報告書の混同である。しかし、措置状況報告書は、「都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書」、「自主防災隊から都市防災災部」に提出される決算書と本補助金の決算書とを突き合わせると書かれており、そもそも答えになっていないし、すると書いたこともしていない。市は、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別して補助金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に係る収入に計上されるのは誤りであるし、「地区敬老会運営」に係る支出に計上されるのは誤りである。自治会連合会に対し、「自治会連合会運営」、「地区敬老会運営」、「新成人を祝い励ます会運営」、それぞれ補助事業の会計を区別し、収支を混同させないよう、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。
183	市民協働推進部	市民活動交流センター	63	●		市は、＜都市美化推進連絡協議会各支部＞、＜各自主防災隊＞、＜各地域体育振興会＞を自治会連合会とは別の団体事業補助金として作らせ、それぞれに区別して、「都市美化推進事業補助金」（低炭素・資源循環課）、「自主防災組織活動事業補助金」（都市防災政策課）、「地域体育振興事業補助金」（市民スポーツ課）を交付している。そうである以上、これら別の団体に係る収支が、＜自治会連合会＞が作成する「自治会連合会運営費補助金」の実績報告書の収支に計上されるのは、会計の主体という意味でも、補助金の実績報告書という意味でも、二重の意味で誤っている。自治会連合会に対し、＜自治会連合会＞、＜都市美化推進連絡協議会各支部＞、＜各自主防災隊＞、＜各地域体育振興会＞、それぞれ団体の会計を区別し、収支を混同させないこと、及び、「自治会連合会運営費補助金」、「都市美化推進事業補助金」、「自主防災組織活動事業補助金」、「地域体育振興事業補助金」、それぞれの補助事業の会計を区別し、収支を混同させないように、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、市にとっても、自治会連合会にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
184	市民協働推進部	市民活動交流センター	65	●		問題は、その各部会の活動と、上記各団体の活動が別々にあり、各々補助金の交付が上記各団体になされているため、事務に無駄が生じているということ、及び、それらの補助金が、補助金交付規則、補助金ガイドラインなどに照らして、補助金としての適切さに疑問があるということである。自治会連合会との関係性が最も強い市民活動交流センターが主体となって、自ら所管する、自治会連合会に対する補助金、まちづくり協議会に対する地域力創生補助金だけではなく、上記の他の所管課とともに、事業に要する経費を補助することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地区敬老会について、高齢福祉課が中学校の調査を行ったところ、前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことである。
185	市民協働推進部	市民活動交流センター	69	●		平成13年度の監査の結果において交付要綱を作成するよう指摘され、平成23年度の監査の結果において再び指摘され、ようやく交付要綱が作成されたが、補助対象経費を定めていないため、令和2年の監査の結果において指摘されたが、交付要綱に補助対象経費は定められていない。補助対象経費は、要領ではなく、交付要綱に定めるべきである。
186	市民協働推進部	市民活動交流センター	70	●		自治会連絡協議会の活動としては、会議、他の大会への参加、研修会の実施、自治会長大会の実施（記念品授与）、ホームページの運営、自治会百科事典の作成などである。自治会連合会会長が集まってこのような活動を行うことに、どのような必要性があるのか、それによりどのような成果が得られているのか、その経費のほとんどを補助している（実質委託のよう）ことは適切といえるのか、各々の活動ごとに、検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。
187	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	●		措置状況報告書は、監査の結果で指摘された内容に全く対応していない。措置済みとするのであれば、対応した措置をとってからにすべきである。
188	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	●		各公民館の利用状況及び収支状況をホームページで公開すべきである。
189	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	●		各公民館の改修計画には、各公民館の利用状況（将来の予測も含む）及び運営コストの観点も採り入れるべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
190	市民協働推進部	市民活動交流センター	121	●		「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の結果で提示された問題意識に対して答えたことにならない。「将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば」と書かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示された問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。
191	市民協働推進部	市民活動交流センター	122	●		柳津公民館の使用料についても、監査の結果に従い、他の公民館と同様するよう見直すべきである。
192	市民協働推進部	市民活動交流センター	123	●		措置状況報告書は、地区の人口規模に応じるとする内規に基づくとするだけで、監査の結果には応えていない。監査の結果は、それを前提に、人口だけにとらわれず、具体的な利用状況、類似の利用がなされている公共施設と併せて、更新計画を検討する必要がある。しかし、市は、岐阜市公共施設等総合管理計画からも明らかかなように、施設類型ごとに方針を立てており、類似の機能を持っていて、施設を横断的に検討することをしていない。監査の結果に従い、公民館と類似の機能を持っている施設を横断的に分析、検討した上で、改修計画を見直すべきである。
193	市民協働推進部	市民活動交流センター	123	●		公民館をコミュニティセンターに移行する取組みは、全国各地で行われている。公民館は災害時の避難所としての利用価値があるなどのことであるが、そうであるならば、なおさらコミュニティセンター化するほうが望ましいということになる。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまうと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめにした地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関し、施設を所管する部署が一堂に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。
194	教育委員会	教育政策課	107	●		備品台帳の一斉点検をして把握することが望ましいとの意見に対して、登録確認を行うよう通知したというだけでは、措置済ではない。備品台帳の一斉点検を初めて、措置済とすべきである。各学校による突合とその結果報告をもつて備品台帳の一斉点検とするのであれば、各学校からの報告が形式的なものに留まることなく、教育委員会が備品台帳の一斉点検を行ったのと同じ効果を有する程度に実質的なものにすべきである。
195	教育委員会	教育政策課	108	●		行っていくという意思表明をするだけで措置済にすべきではなく、検討中とすべきである。検討にあたっては、監査の結果で問題提起された点も含め、検討していき、その過程を記録に残しておくべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
196	教育委員会	学校指導課	91	●		費用の支払方法を変えたとしても、その支出の必要性、有効性が認められなければならないことには変わりがない。このように、なすべきことを回避するかのような姿勢は大いに問題である。支出の必要性、有効性が認められると判断した根拠を記録に残すべきである。なお、市の考えている効果は、果たして市民に理解されるものかどうか、再考していただきたい。
197	教育委員会	学校指導課	92	●		市は、監査の結果でいうところの後者を選択したということである。そうであれば、同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助することを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである。それをしないというのであれば、しないことが適切といえるだけの合理的な理由を記載すべきである。なお、措置状況に記載されているのは、補助の目的を述べているにすぎず、未実施決定の理由になっていない（監査の結果でも、補助の目的を否定しているわけではない）。
198	教育委員会	学校指導課	93	●		学習支援（定期テストの勉強）、ロシア音楽コンサート、LGBT講演会で同和問題の解消が図れるのであるだろうか。市の認識は誤っている。市は、人権教育という言葉を用いながら、同和問題に関する偏見・差別を解消するための取組を推進することを目的としていると述べている。かかる目的達成に資すると市民が納得する事業を補助対象事業とすべきである。
199	教育委員会	学校指導課	94	●		支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましいという意見に対して、詳細に記載するよう依頼をしたというだけでは措置済ではない。しかも、全く詳細に記載されておらず、支出の内訳と使用目的が明確になっていなかった。支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させてから措置済とすべきである。
200	教育委員会	学校指導課	101	●		市によれば、委託元には採用条件があり、それにより質の担保に資すると考えられるとのことであるが、それは、派遣登録における質の担保を述べているにすぎず、個別の採用で質の担保ができることとは両立するものであり、個別の採用で質の担保が難しいことの根拠にはならない。ALITに欠員が生じた場合でもバックアップ体制があることも述べられていたが、それも派遣登録のメリットを述べているに過ぎない。個別採用だとALITが中途で退職した場合の補充が難しいということはあるかもしれないが、監査の結果は、直接雇用枠「も」設けることが望ましいということもあって、派遣登録から直接雇用に切り替えることを求めているものではない。派遣登録と直接雇用枠を併用しないののであれば、派遣登録のメリットではなく、併用しないほうが適切であるといえるだけの合理的な理由を明らかにすべきである。
201	教育委員会	学校指導課	102	●		改訂していくという意思表示だけで措置済にすべきではない。しかも、県の出出版物ということなら、なぜ「改訂していく」と述べて措置済にしたのであろうか。改訂するのなら、改訂してから措置済とすべきであり、検討中ならば検討中とすべきであり、改訂しないなら、その合理的な理由を明記した上で、未実施決定とすべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
202	教育委員会	学校指導課	102		●	平成19年3月という15年以上前に作られたマニュアルに沿うほうが不自然である上、不登校問題は、その時々や世代によって、その現象や原因、対応方法が異なるものである。監査の結果は、研修をすることを求めているのではなく、マニュアルを作成することを求めているのである。市独自に情報を刷新したマニュアルを作成することが望ましい。
203	教育委員会	学校指導課	106	●		監査の結果は、作成すべきというものであるから、作成することを指導しただけでは措置済ではない。全学校で作成されたことを確認して初めて、措置済とすべきである。
204	教育委員会	学校指導課	106	●		作成すべき、管理を行うべきとの指摘に対して、指導を徹底していくというだけでは、措置済ではない。各学校で通帳等が作成されたこと、受払管理が行われていることを確認して初めて、措置済とすべきである。
205	教育委員会	学校指導課	107	●		会議録を残すことが望ましいとの意見に対して、指導するというだけでは、措置済ではない。各学校で会議録が残されていることを確認して初めて、措置済とすべきである。
206	教育委員会	学校指導課	107		●	年1回の管理訪問で使用するチェックリストに、図書の廃棄に関する事項も記載することが望ましい。
207	教育委員会	学校安全支援課	103	●		監査の結果は、いじめの認知漏れがないよう、市教委への報告漏れがないよう、報告書の提出の運用を学校に指導することを求めるものである。学校に対し、いじめの疑いのある行為の認知のあり方、市教委への報告のあり方について、指導する文書を作成し、遵守させるようモニタリングすべきである。
208	教育委員会	学校安全支援課	104		●	どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのようなように対処すればよいかなどを具体的に検討するということについては、研修で対応しているとのことである。研修資料は充実したものであった。しかし、監査の結果は、マニュアルを整備することである。教職員が、研修内容を忘れることなく、適宜、参照できるよう、研修内容を整理したハンドブックを作成することが望ましい。
209	教育委員会	学校安全支援課	104		●	本来は基本方針とマニュアルは異なるものであるが、各学校のいじめ防止基本方針にマニュアルとしての機能を持たせるのであれば、その機能が発揮され、適切に運用されるよう、より具体的に使いやすいものにするようにすることが望ましい。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
210	教育委員会	学校給食課	109	●		まずもって、学校給食に要する人件費を保護者が負担している事実、学校給食会の運営に係る経費のうち約75%が保護者からの学校給食費で賄われている事実について、どのように考えるのかを明確に示すべきである。
211	教育委員会	学校給食課	109	●		措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直接業者から調達する場合であっても、学校毎に購入するよりも効率的かつ経済的であるという観点でいえば変わらないのであるから、それだけをもって学校給食会に対する補助の必要性が認められることにはならない。役員報酬をはじめとする学校給食会の運営に係る経費は、学校給食会という法人が存在することによって発生するものである。学校給食会が存在しなければ発生しない費用、保護者が負担しなくても済む費用である。上記く補助金をめぐる問題からすると、少なくとも学校給食会が存在することによって発生する経費を保護者に負担させている現状を検討する必要があることは、市も認識していると考えられる。保護者に負担させないこととすると、学校給食会には自主財源がないのが現状であるので、市から約2300万円を拠出して学校給食会を運営維持させるしかない。学校給食会が存在することによって発生する経費と、学校給食会が存在させない場合に発生する費用を具体的に算出し、緻密に分析した上で、物資調達のあるり方、学校給食会のあり方、学校給食会に対する補助のあり方について、総合的かつ具体的に見直し、その検討過程を記録に残すべきである。
212	教育委員会	学校給食課	114	●		監査の結果は、各学校でなく、教育委員会に対して、未納問題に取り組むよう求めているのである。把握した状況、依頼した調査結果を踏まえ、教育委員会として、未納問題に対する具体的な行動をとるべきである。
213	教育委員会	学校給食課	115	●		公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけだと否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細に把握し、その解決方法を検討し、その経過を資料として残すべきである。文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も、平成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に係る調査研究」を踏まえたものである。また、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」について、どのように考え、どのように取り扱うのかも、明らかにすべきである。そのうえで、何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべきである。
214	教育委員会	社会・青少年教育課	54	●		補助金は、少額の場合、その効果が乏しい（あってもなくても変わらない）と考えられている。そのため、少額の補助で本補助金の効果があるのかどうかを十分に検討し、その具体的な内容及び結果を記した記録を作成すべきである。

番号	部名	課名	頁	指摘	意見	内容
215	教育委員会	社会・青少年教育課	55	●		公募しているにもかかわらず、依然として新たな申請がないのは、やはり、要件が実情に見合っていないこと、広報が不足していることが原因である。市が新たな申請がないことを問題視しないのであれば、市としては、本補助金を受取らざるを得ない。本補助金によって、市内においてボランティア活動、ア活動、地域貢献活動又は青少年の健全育成に寄与する活動を行っている団体や広報のあり方を見直すといったあたかも間口を広げていくかのような名称にするのではなく、実態に即して、特定の団体を支援する補助金であることを明らかにすべきである。
216	教育委員会	社会・青少年教育課	76	●		市は、「自治会連合運営費補助金」、「地区敬老会運営補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別して補助金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に励ます補助金収入が「自治会連合運営」に係る収入に計上されるのは誤りであるし、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会連合会運営」に係る支出が「自治会連合会運営」に係るものに計上されるのは誤りである。自治会連合会に別し、収支を混同させないよう、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。
217	教育委員会	社会・青少年教育課	77	●		市としては、岐阜市住民自治基本条例にもあるように、地域の特性を生かして、地域が主体的に活動することとを求めているはずである。二十歳のつどいをどのような形で行うのか、記念品はどうするのかなど、各地域の自主性を尊重し、補助金の額を算定すべきである。公平性という意味でいえば、20歳となる青年一人当たり交付される補助金額を揃えるのではなく、20歳となる青年一人当たり受けることのできる効果（受益）を揃えたいべきである。その意味でも、開催に要する費用を基準とするほうが適切であると考えられる。対象者の人数によって開催に要する費用が変わると考えられるため、上限額を一律に設定するのではなく、これくらいの人数であれば標準的にどれくらいの経費が必要になるのか、市として、最低限どれくらいの人数を算定したいのかを算定した上で、対象者が何人から何人までの地域の域は上限額をいくらんとするということに、段階的に設定することがよいのではないかと考える。また、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であるかと合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。
合計				156	61	